

令和元年12月第4回室戸市議会定例会会議録（第1号）

1. 日 時 令和元年12月6日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 亀 井 賢 夫	6番 小 椋 利 廣
7番 脇 本 健 樹	8番 久 保 八太雄	9番 濱 口 太 作
10番 山 本 賢 誓	11番 町 田 又 一	12番 堺 喜久美

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	長 崎 潤 子
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議事班 主任	村 田 茉 莉
議事班 主事	中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	久 保 寛 人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒 岩 道 宏	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	西 村 城 人	税 務 課 長	西 岡 佳 久
市民課 長	上 松 富士樹	保健介護課長	辻 さおり
地域医療対策課長	松 下 善 徳	人権啓発課長	寺 岡 弥 生
産業振興課長併農業委員会事務局長	中 屋 秀 志	建設土木課長	岡 本 秀 彦
観光ジオパーク推進課長	和 田 庫 治	債権管理課長	山 崎 桂
防災対策課長	大 西 亨	会計管理者兼会計課長	濱 田 亮 士
福祉事務所長	小 松 達 也	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	宮 脇 誠
水道局 長	森 岡 光	消 防 長	藤 本 昇
監査委員事務局長	中 岡 佳 子		

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 室戸市印鑑条例の一部改正について

日程第4 議案第2号 室戸市課設置条例の一部改正について

日程第5 議案第3号 室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正について

- 日程第6 議案第4号 室戸市職員定数条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 室戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 室戸市学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算について
- 日程第14 議案第12号 令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算について
- 日程第15 議案第13号 令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について
- 日程第16 議案第14号 室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第16号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第17号 芸東衛生組合規約の一部変更について
- 日程第20 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 総務文教委員会行政視察における所管事務調査結果について
- 日程第24 産業厚生委員会行政視察における所管事務調査結果について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第24まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（堺 喜久美君） おはようございます。

開会に先立ち、議会を代表いたしまして、令和元年台風第19号に伴う災害によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、ただいまから令和元年12月第4回室戸市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

次に、9月定例会以降、閉会中の主な議会活動について御報告をいたします。

9月27日、28日、四万十市議会が行政視察のため本市を訪れました。

10月1日、南国市制施行60周年記念式典に議長が出席しました。

同じく10月1日、議会だより編集のため、議会運営委員会が開催されました。

10月3日、決算審査のため、総務文教委員会が開催されました。

10月9日、第89回高知県広域食肉センター事務組合議会定例会が高知市で開会され、議長が出席しました。

10月15日、令和元年第1回安芸広域市町村圏事務組合議会臨時会が開会され、議長が出席しました。

10月16日から18日までの3日間、産業厚生委員会が島根県邑智郡邑南町ほかへ行政視察を行いました。

10月17日、令和元年第2回安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合議会定例会が奈半利町で開会され、副議長が出席しました。

10月18日、四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟総会及び道路整備の充実を求める四国東南部大会が安芸市で開催され、副議長が出席しました。

10月24日、決算審査のため、産業厚生委員会が開催されました。

10月24日から26日までの3日間、総務文教委員会が福井県小浜市ほかへ行政視察を行いました。

10月25日、四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟における四国地方整備局要望活動に議長が出席しました。

10月30日、31日、全国市議会議長会研究フォーラムが高知市で開催され、正副議長が参加しました。

11月1日、令和元年度高知県戦没者追悼式が高知市で開催され、副議長が参列しました。

11月3日、第42回室戸岬灯台まつりに副議長が出席しました。

11月9日、土佐市制施行60周年記念式典に議長が出席しました。

同じく11月9日、佐喜浜市民館「しみんかんフェスタ」が開催され、関係議員が出席しました。

11月10日、むろとまるごと産業まつりに議長が出席しました。

11月15日、全国過疎地域自立促進連盟第139回理事会、第50回定期総会、総決起大会が東京で開催され、議長が出席し、新たな過疎対策法の制定に関する決議等の実現を図るため、高知県選出国會議員に対する要請活動にも参加しました。

11月19日、山形県遊佐町議会、文教産建常任委員会が行政視察のため、本市を訪れました。

11月22日、令和元年度室戸市戦没者追悼式が開催され、議長並びに多数の議員が参列しました。

11月25日、芸東衛生組合議会定例会に議長及び関係議員が出席しました。

11月26日、人権週間街頭啓発パレードに議長並びに数名の議員が参加しました。

12月3日、12月定例会の会期及び日程等の協議のため、議会運営委員会が開催されました。

12月4日、令和元年第3回安芸広域市町村圏事務組合議会定例会が安芸市で開会され、議長が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（塚 喜久美君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。亀井議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（亀井賢夫君） おはようございます。

令和元年12月第4回室戸市議会定例会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

12月3日、午後2時から議長出席のもと、議会運営委員会を開会し、議長から諮問のありました、会期及び日程等についての協議を行いました。

今期定例会に提案されております案件は、付議事件20件、うち条例関係10件、予算関係3件、人事関係1件、その他4件、諮問2件となっております。

今議会の一般質問者は6名であり、その質問内容はお手元に配付の一般質問順序表のとおりでございます。

会期につきましては、お手元に配付の会期及び日程表のとおり、本日12月6日から12月23日までの18日間とすることに決定をいたしました。

会議時間につきましては、議事の進行状況によりまして時間延長もあり得ますので、それぞれの日程の消化につきましては、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付してあります陳情書、要望書の一覧表につきましては、原本の写しを議

員控室に準備してあります。趣旨に賛同される議員がおいででしたら、申し出てください。

なお、市長から、議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正についてにつきまして先議の申し出がありました。

議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正についてにつきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、12月14日から施行されることに伴い、本案についても早急に改正する必要が生じたことから、本日審議していただきたいとの要請がありました。

その取り扱いにつきまして協議をした結果、本日、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において竹中真智子議員及び濱口太作議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日12月6日から23日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第3、議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正についてから日程第22、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上20件を一括議題といたします。

ここで市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

引き続き、報告事項並びに提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） おはようございます。

本日、令和元年12月第4回室戸市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは初めに、行政報告を申し上げます。

まず、新診療所の整備に係る現在の状況であります。

高知県による医療整備計画の公募に係る第1回目の審議である安芸区域の地域医療構想調整会議が11月5日に安芸市にて開催をされました。会議においては、応募のあった森澤病院、室戸市、田野病院のプレゼンテーションに対する採点が行われ、緊急性や地域課題を重視された地域の実情との適合では、本市が最も高い得点をとりましたが、人材確保や資金計画が重視された計画の実現性では、増設予定の2団体に比べ、本市は新設予定であることなどからも得点が伸びず、総合点では、全体得点の1.2%のわずかな差ではありますが、田野病院に8点届かず、優先順位で次点となりました。今回の採点結果は本市にとって非常に厳しいものであり、私自身力不足を痛感をしておりますが、採択につきましては、この会議の結果で全てが決まるというわけではなく、今後、地域医療構想調整会議連合会や高知県医療審議会の中で引き続き協議が行われる予定となっておりますので、今後も本市における有床診療所の設置の必要性について訴えてまいりたいと考えております。

なお、本市といたしましては、医療体制の整備は非常に緊急性が高いものであることから、万が一、今回採択されなかった場合は、次善の策として有床診療所の病床設置に関する特例制度を活用し、病床の確保に取り組みたいと考えており、現在、県に対し特例に関する要件の確認や今後のスケジュール等について協議を行い、許可に係る要望をあわせて行っているところでございます。

いずれにいたしましても、新診療所を整備し、地域医療体制を維持、充実させることは絶対に達成しなければならない本市の最重要施策でありますので、まずは病床の確保をしっかりと行い、その後の整備に向け今後も全力で取り組んでまいります。

次に、首都圏における室戸応援隊の立ち上げについてであります。

11月16日、東京都の高知県アンテナショップまるごと高知の2階にありますレストラン、「TOSA DINING おきゃく」において、首都圏における室戸応援隊の結団式を行いました。

室戸応援隊は、本市に愛着を持つゆかりのある方やさまざまな分野で活躍されている方に応援隊員として人的ネットワークなどあらゆる機会を通じて情報発信や有益な情報提供、助言などをいただき、本市が取り組んでいくこれからのまちづくりにつなげていこうとするもので、本年度、首都圏と関西圏域にそれぞれ設立するものであります。首都圏における応援隊には、これまで本市の観光応援団員及びふるさとアドバイザーとして御支援いただいていた方を中心に25名の方に御加入いただき、団結式には竹中関東室戸会会長を初め17名の方に御参加を賜りました。

当日は、空き家をテーマにした意見交換会においてさまざまな提言をいただくとともに、交流会では室戸の食材を使った料理が皆さんに大変喜ばれ、懇親を深めることができました。今後は、年2回の意見交換会や「広報むろと」への投稿などにより、本市にかかわりを持っていただく機会をできるだけ多くつくり、いただいた政策提言などをまちづくりにつなげてまいり

たいと考えております。

なお、関西圏における応援隊は、来春1月24日に大阪梅田において50人規模の皆さんにお願いをし、キックオフイベントを開催できるよう準備を進めているところであります。

次に、違法確認請求事件についてであります。

令和元年9月9日付で、原告、室戸市吉良川町乙2991番地、澤山保太郎、被告、室戸市浮津25番地1、室戸市長植田壯一郎として訴訟が起こされております。

請求の趣旨としましては、被告が納税義務者とする者への固定資産税の長年にわたる徴収は納税義務者ではない者からの徴税であり、不当な課税によるものであって、正規の課税、徴税行為を被告が長年違法に倦怠していることを確認するものであります。

この件につきましては、令和元年6月14日、監査委員会に住民監査請求が出され、令和元年7月5日付、請求人の主張には理由が認められないとして却下されているところであります。

このたびの訴状につきましては、顧問弁護士とも協議の結果、不適法な訴えであり、控訴して争うこととしております。

次に、損害賠償請求事件の判決についてであります。

新火葬場建築主体工事に係る当該事件は、令和元年9月27日、高知地方裁判所において判決がっております。

その判決によりますと、主文、1、原告の請求を棄却する、2、訴訟費用は原告の負担となっており、また、判決文の結論におきましては、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担については、民事訴訟法第61条を適用して、主文のとおり判決するとなっております。

しかし、その後、令和元年10月4日に、控訴人、室戸市吉良川町乙2991番地、澤山保太郎、被控訴人、室戸市浮津25番地1、室戸市長植田壯一郎として控訴をされておりますので、控訴に応じて争うこととしております。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、提案理由の説明に先立ち、報告事項について申し上げます。

まず、令和元年8月17日に、室戸市羽根町の市道北生線において発生をした自動車損傷事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、長期間にわたる住宅使用料の滞納のため、市営住宅の滞納使用料等の支払請求に関する訴訟を提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、室戸市国民保護計画について一部を変更しましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、定例会に提案いたします案件は、条例関係10件、予算関係3件、人事関係1件、その

他4件、諮問2件の計20件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正について。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、令和元年12月14日から施行されることに伴い、意思能力を有する者による印鑑登録を行うことができるようにするなど所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について。

本案は、人口減少、少子高齢化の進む中、産業の振興、医療対策、移住対策、まちづくりのあり方など、これまでの枠組みを超えた新たな施策の展開や行政需要に対応することを目的として、業務の効率化及び専門性の向上等を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正について。

本案は、室戸市集落活動拠点施設として、新たに日南・大平集落活動拠点施設を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号室戸市職員定数条例の一部改正について。

本案は、機構改革や会計年度任用職員制度の施行に伴う事務事業の見直し、及び再任用職員、任期付職員等多様な任用制度への対応を図ることを目的とし、各事務部局の職員定数を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年11月22日に公布されたことに伴い、人事院勧告に準じ民間の給与との均衡を図るため、並びに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第6号室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年11月22日に公布されたことに伴い、人事院勧告に準じ民間の給与との均衡を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号室戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることから、関係条例について所要の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

議案第9号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正について。

本案は、老朽化した東部学校給食センターを中部学校給食センターに統合するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等が令和元年8月1日から施行されたことに伴い、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予等について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算について。

本案は、一般会計歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

まず、歳入歳出予算における歳入は、普通交付税を一般財源とし、特定財源の国・県支出金、基金繰入金及び市債等は、各事業に対する算定基準により補正するものであります。

歳出の主なものは、勸奨退職に伴う退職手当4,214万7,000円、二酸化炭素排出抑制対策事業設計委託料654万8,000円、行当漁具共同作業所解体工事費1,927万2,000円、むろと海の学校プール日除設置工事費2,481万6,000円、旧室戸岬中学校校舎等解体工事費1億8,579万円等でありまして、歳入歳出予算はそれぞれ3億4,609万6,000円を追加し、総額149億5,299万円とするものであります。

繰越明許費は、室戸岬町菜生地区津波避難タワー整備事業1億8,023万円、新食肉センター施設整備事業負担金49万9,000円及び社会資本整備総合交付金道路整備事業3,500万円であります。

繰り越しの理由としましては、東京2020オリンピック・パラリンピック関連による資材確保や工期の見直し及び各関係機関との調整に日数を要すること等により、それぞれ年度内完了が見込めないため、地方自治法第213条第1項の規定により、予算の繰越を行うものであります。

債務負担行為の補正は、追加2件で、東京2020オリンピック聖火リレー警備委託業務及び資機材設置委託業務を新たに追加するものであります。

また、地方債の補正は、過疎対策事業債等の各事業に伴う限度額の変更を行うものであります。

議案第12号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算について。

本案は、事業勘定におきまして、国民健康保険システム改修作業委託料及び平成30年度特定健康診査・保健指導の実績確定に伴う県費負担金返還金等について補正するものであり、国庫支出金及び諸収入を財源として、歳入歳出予算はそれぞれ542万7,000円を追加し、総額29億

4,021万3,000円とするものであります。

議案第13号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について。

本案は、保険給付費及び地域支援事業費等について補正するものであり、国庫支出金及び繰入金等を財源として、歳入歳出予算はそれぞれ3,570万円を追加し、総額22億9,450万2,000円とするものであります。

議案第14号室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号市道路線の認定について。

議案第16号市道路線の認定について。

以上2案は、地域住民の利便性向上等のため、市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第17号芸東衛生組合同規約の一部変更について。

本案は、芸東衛生組合の解散の手続を行うに当たり、事務承継等に関する特別の定めを追加するため、同組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、固定資産評価審査委員会委員五島由理氏が令和元年12月24日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号人事擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本案は、人事擁護委員小鳳隆元氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人事擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本案は、人権擁護委員吉田久美氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、概略説明をいたしました但、詳細につきましては関係課長から補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

大変失礼をいたしました。諮問第1号の人権擁護委員の推薦の「人権」擁護委員を「人事」擁護委員と間違えて読んだようでございますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚 喜久美君） 次に、議会運営委員会委員長報告にありましたように、日程第3、議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正についてにつきましては、本日審議していただきたいとの市長からの要請がありましたので、ほかの議案に先立ち審議することといたします。

日程第3、議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（塚 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号に対する討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号室戸市印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決され

ました。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第23、総務文教委員会行政視察における所管事務調査結果についてを議題といたします。

令和元年度総務文教委員会行政視察における所管事務調査結果について総務文教委員会委員長の報告を求めます。久保総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（久保八太雄君） 総務文教委員会行政視察報告を行います。

私は諸事情により参加しておりませんでしたけれども、総務文教委員会は、令和元年10月24日から26日までの3日間、委員5名と事務局1名、執行部2名が参加し、兵庫県丹波篠山市、福井県小浜市、若狭町を訪問し、行政視察を行いました。

最初に訪問した丹波篠山市は、兵庫県中東部に位置しており、2019年5月1日より市名が篠山市から変更されております。

古くから京都への交通のかなめとして栄えてきた歴史があり、町並みや祭りなど京文化の影響を残しています。

委員が視察を行った篠山伝統的建造物群保存地区は、天下普請による篠山城跡を中心に武家町や商家町の町割りを残すなど近世の城下町の要素を全体として残しており、その歴史的風致をよく今に伝え、全国でも価値の高い町並みであると評価されています。

平成16年12月10日付で国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成19年2月には城下町篠山の町並みが美しい日本の歴史的風土百選に選ばれています。

また、平成21年1月には、伝建地区のまちづくりを積極的に行っている篠山まちなみ保存会の活動などが評価され、文化庁長官表彰を受賞、平成26年5月にも都市景観大賞を受賞しています。

イベントも盛んに行われており、丹波篠山アートフェスティバルなどには多くの観光客が訪れています。近年、高速道路も整備され、大阪、神戸、京都から約1時間程度の距離にあり、都会に近い田舎として親しまれており、篠山に住みたい人も多くなり、おしゃれな店も次々とオープンしており、年間180万人の観光客が訪れています。

特産品としては、全国的にも有名な丹波篠山の黒豆や山の芋、丹波栗、丹波焼酎があり、イベントのあった先週末にも、これらを求めて多くの観光客が押しかけ、高速道路の出口が約2時間ほどの渋滞となったとのこと。商店街のどの店の店頭にもこれらの特産品が並べられており、市役所で担当職員の説明を受ける際には、御当地のお茶と議長の畑で栽培された朝採りの黒枝豆があり、議長の心配りには感服いたしております。

現地視察を行った河原町は、旧商家で東西700メートルの通りに沿って江戸時代末期から昭和戦前期の町家や土蔵が立ち並び、城下町の歴史的景観をよくとどめていました。道路や下水

の整備もされ、整然と古い建物が並んだ町並みには違和感を感じる建物もなく、住民が生活しているにもかかわらず、通りからは生活感はうかがえず、また余分な物も置かれていませんでした。現在、さらなる景観保全の取り組みとして電柱地中化工事も進められていました。この景観を見ただけでも、行政や住民の方々の町並み保存に対する取り組み姿勢を十分に感じることができました。

次に、福井県小浜市で教育旅行を核とした漁村集落活性化事業を視察しました。

小浜市の北東部の海岸線に位置する阿納地区は、古くから若狭ふぐやタイの養殖など半農半漁とともに漁家民泊を運営してきました。昭和40年から50年代ごろには大勢の海水浴客が押し寄せ、民宿経営も順調でしたが、レジャーニーズの変遷に伴い、宿泊客も減少し、さらに景気の低迷によるフグ需要の伸び悩み、後継者不足、経営者の高齢化など集落課題が懸念されてきました。

この課題を打開するため、地域の強みである漁業、養殖と民宿を生かした漁村集落ならではの体験メニューを開発し、教育旅行商品の造成に取り組んでいます。

平成18年に阿納の民宿13軒で阿納体験民宿組合を設立、翌19年にはみずから出資し、釣り堀と魚さばき施設、バーベキュー場から成るブルーパーク阿納を整備し、施設での釣り、さばき、食べるを初め、シーカヤック体験、沖合の養殖いかだや餌やり見学などの漁船クルーズのほか、特産品の梅もぎ体験、梅ジュースづくり、地区住民との交流などの地区の特色を生かした宿泊を伴う教育旅行の受け入れを行っています。

2009年には170人の受け入れで出発した教育旅行も、昨年は6,200人を受け入れており、今年も既に6,000人を超え、7,000人の受け入れを目標としています。受け入れの90%は岐阜県内の学生となっています。

営業活動については、学校訪問や旅行代理店へ企画書を持参しているとのことで、また利用してくれた学校へのお礼の訪問も行っており、その際には問題点や要望等も聞き、運営の改善も行っているとのことです。

こうした学校側のニーズに真摯に取り組む姿勢は先生方の絶大な信頼を得ており、毎年のように来てくれる学校も多く、先生方の職場や異動先での口コミにより、新たな顧客の獲得にもつながっているようです。

市の担当者も、阿納体験民宿組合は自立して、しっかりとした活動を行っているので、私たちが手助けすることは何もありませんと言っていました。組合長さんは、新規の顧客開拓の際には役所に同行してもらおうと学校も安心して、対応も随分違うように感じるとのことでした。

体験交流施設ブルーパーク阿納の見学も行い、そこでは子供たちが釣り堀で釣った30センチほどのタイを自分でさばき、半身を刺身で、残りは塩焼きで、おにぎりともみそ汁と一緒に昼食として食べているようで、子供たちには大人気の体験メニューとのことでした。魚のさばき方

は、民宿のおかみさんたちが先生として、ほぼ初体験の子供たちにわかりやすく説明するとともに、壁にはさばき方の手順が掲示してありました。

週末にはイベントがあるとのことで、後継者の若者たちが準備に汗を流しておりました。

民宿経営の閑散期を利用した教育旅行の受け入れにより、民宿経営の安定化と収入の平準化が確保され、これにより後継者も育ち、現在は後継者が主となって事業運営を行われております。

この阿納の体験民宿組合の活動は総務省の2018年ふるさとづくり大賞の優秀賞を受賞しています。本市においても民泊による教育旅行の受け入れを行っていますが、この教育旅行が成功するか否かの鍵は、いかにして学校や先生との信頼関係を構築するかだと感じております。

最後に、小浜市の隣にある福井県若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」を訪問しました。

「みさきち」は若狭町の中心部から離れた美浜町と隣接する日本海の若狭湾に面する若狭町神子にあります。この施設は平成29年6月、廃校となった岬小学校、三方中学校岬分校を、地元関係者や福井工業大学と連携し都市部等の若者を漁村に誘致するとともに、漁獲や加工等の体験学習とその滞在を通じて地域間交流を推進することで、漁村交流人口の拡大と地域産業の振興を図ることを目的として、農林水産省の漁村振興交付金を活用し、平成30年4月にオープンしています。

総事業費は1億119万2,000円で、うち交付金が4,335万5,000円となっています。この施設は、廃校となった小・中学校に対する地元住民の愛着に配慮し、可能な限り現存する空間の雰囲気を残して利用することを考慮されており、外観はそのまま残し、1階の職員室や校長室であった部屋は、食堂、浴室、乾燥室などの宿泊施設の基本的機能を配置し、2階は、家庭科室を談話室に、教室を宿泊室としています。

廊下と宿泊室を壁で塞ぐため、廊下の雰囲気を一変させ、客室の雰囲気に合ったカラフルな壁面と、大学生が描いた黒板アートで彩る再生された校舎としての演出がされており、別棟には体験調理場と屋外運動場が整備されています。

施設の運営は福井工業大学を経営する学校法人金井学園が指定管理者として運営していますが、指定管理料は出しておりません。

オープン後、1年間の施設利用者は2,799人で、岐阜県の中学生やスポーツ少年団、福井工業大学が活用しています。

宿泊料は、素泊まりで高校生以上が1泊5,000円、中学生が4,000円、小学生が2,000円となっております。少し高いようですが、地元の民宿への影響も考慮して設定されています。

また、校舎の一部は原子力災害の避難場所としての整備もされておりました。

この施設の愛称を「みさきち」と呼んでいます。この愛称は地元の人々の思い出の詰まった愛着ある小・中学校からさまざまなイベントや情報発信を行う基地として活用していくという思いが込められています。

まだオープンして間もない施設ですが、廃校の改修から運営までを幅広い分野の相互協力連携協定を締結している大学が運営している施設として、今後の動向が注目されています。

以上、2泊3日の行政視察それぞれの視察先での先進的な取り組みは大変勉強になりました。

以上で総務文教委員会の行政視察の報告を終わります。

○議長（塚 喜久美君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（塚 喜久美君） 次に、日程第24、産業厚生委員会行政視察における所管事務調査結果についてを議題といたします。

令和元年度産業厚生委員会行政視察における所管事務調査結果について産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君） 所管事項に関する産業厚生委員会委員長報告を行います。

産業厚生委員会は、令和元年10月16日から18日までの3日間、委員6名と議会事務局、執行部からは保健介護課と観光ジオパーク推進課の計9名で行政視察を行いました。

10月16日、島根県邑智郡邑南町では日本一の子育て村構想について、10月17日、島根県浜田市ではシングルペアレント介護人材育成事業について、10月18日、山口県萩市では萩まちじゅう博物館構想について視察研修を行いました。

1日目、島根県中央部の山間部に位置する邑南町は、農林業が盛んな自然豊かな町であります。

平成16年に2町1村が合併した当初の人口は、約1万3,400人でありましたが、急速な過疎化などの影響により、現在では、約1万600人にまで減少し、高齢化率は40%を超えているとのことでありました。

そのような中で、町の人口の自然減少に歯どめをかけるため、町外からの子育て世代の移住者をふやすことを目的に、子供たちを安心して産み育てられる環境の整備や、子育ての経済的負担軽減のため、平成23年度に日本一の子育て村構想を立ち上げ、医療や教育、福祉などへのさまざまな対策に取り組まれております。

構想当初から取り組まれている、子育て支援の目玉施策については、就学前まで行っていた医療費の無料化を中学校卒業までに拡大し、第2子目以降の保育料を完全無料化、また身近で

安心な医療体制を構築するため、近隣の3町が共同運営をする公立邑智病院の24時間救急受け付けや、ドクターヘリによる救急対応などを行っております。

公立邑智病院には、10名の常勤医師と3名の非常勤医師が勤務をされており、診療科目は、内科、外科など10科目で、病床数は一般病床98床（急性期一般病床57床、地域包括ケア病床41床）であり、特に、小児科医師、産婦人科医師の常勤により、子育て世代が安心して出産ができる医療体制が確立をされております。

さらに、子育て支援につきましては、病児保育事業を実施しており、町内に2カ所設置をされている病児保育施設では、看護師と保育士が対応することにより、保護者が安心して仕事に従事ができる支援体制が構築をされております。

また、町の庁舎地下には、休日応急診療所が開設をされており、日曜、祝日の診察も行っているとのことでした。

次に、教育面では、子供たちの学習能力を高めるため、図書室の充実に努めており、町内にある小学校8校と中学校3校全てに学校司書を配置し、本の整理を定期的に行うなど、本に親しむ環境づくりに努めた結果、本の貸出冊子数がふえ、平成24年度における生徒1人に対する平均貸出冊子数は、小学校は約83冊、中学校は約27冊、平均では、約65冊にもなるとのことでした。

また、町内には、唯一の島根県立矢上高校がありますが、少子化の影響などによりまして、現在の定数120名から削減されることが考えられるため、町は矢上高校への支援を行っております。

保護者への負担軽減策としては、寮費、バスの通学定期の補助や、学習面では補習授業の講師に現役の東大生が当たるなど、手厚い行政支援により、町内唯一の高校の存続に努めております。

このようなさまざまな子育て支援に取り組まれた結果、平成27年度の人口動態の推移では、20人の人口増加につながり、また国立社会保障・人口問題研究所による2040年までの将来人口推計では、平成30年に推計された人口が、平成25年に推計した人口よりも89人ほど多くなっているとのことでした。

次に、子育て世代となる30代女性の増減数を平成23年度から5年間にかけて分析をした結果、町内に12ある公民館区のうち、人口が増加した地区が8地区、維持をした地区が1地区、5人以内の減少が3地区、6人以上減少した地区はゼロという結果が報告をされております。

ちなみに、邑南町の年間出生数は約70人に上ると言われておりますが、室戸市の出生数は約50人前後であります。

以上のように、邑南町の取り組みを大いに参考にして、我が室戸市も人口の減少対策に取り組み、市民が安全・安心して子育てができる行政施策を展開をしていかなければならないと思いました。

2日目、午前中、島根県浜田市のシングルペアレント介護人材育成事業について。

島根県西部の中央に位置する浜田市は、平成17年に1市3町1村が合併をし、人口約5万3,000人の市であり、面積は690平方キロメートルと、室戸市の約2.8倍の面積を有する、温暖な気候に恵まれた、農林漁業が盛んな地域であります。

合併当初は、人口6万3,000人でしたが、少子高齢化の進行による人口減少や、平成26年5月、民間組織が発表した報告書によりますと、消滅可能性都市の一つに浜田市が含まれていたことから、市は定住人口の増加を図るため、女性の視点が重要と考え、女性によるプロジェクトチームを発足し、その中で、就業状況が厳しいひとり親家庭と、不足をする介護人材とを何とかマッチングをして支援策につなげられないかという提案から、このシングルペアレント介護人材育成事業が平成27年度から事業化をされております。

この事業は、島根県外在住の高校生以下の子供を持つひとり親家庭の方が、お子さんと一緒に浜田市に移住できる方を対象として、浜田市が指定をする介護サービス事業所で研修生として就労をしていただくことにより、浜田市の定住人口の増加を図る取り組みであります。

研修生の受け入れ時の支援としては、空き家バンクや市営住宅などの住宅情報の提供、入居可能な保育園の紹介、また転入後の半年間は、移住に関する不安などの生活上の相談に対応するため、近隣の専業主婦などを生活相談員として1名を配置をしているとのことであります。

そのほか、介護サービス事業所からは、転入時の引っ越し代などに係る支度金30万円の支給や、自動車販売会社からは、中古自動車の無償提供などが支援をされているとのことであります。

また、浜田市からは、研修生に対して家賃補助と養育費の補助があり、介護サービス事業所には、研修委託費と研修費の補助、そして自動車販売会社に対しては、車検費などの相当額を報償金として支出をしているとのことであります。

さらに、研修生が1年間の研修終了後も引き続き受け入れ事業所に5年間就労し続けた場合は、事業所から100万円の継続就労一時金が奨励金として支給をされているとのことであります。

また、今年度からは、シングルペアレント就労人材育成事業として、介護サービス事業だけではなく、人材が不足をしている建設業やタクシー事業所にも事業が拡大をされ、現在、7事業所が参加をしております。

ひとり親家庭に支援をするメリットとしては、ひとり親の子育てに優しいまちとしてのイメージの発信につながる事が挙げられております。

また、浜田市では、現在の待機児童数はゼロであり、未就学児までの医療費無料や保育料の減額など、さまざまな支援を行っており、ひとり親家庭にとっても、子育て環境が充実しているなど、都会より子供と過ごす時間が多くとれることから、定着をしやすい環境が整っているとのことであります。そして、移住後には結婚、出産をされた方もいるとのことであります。

す。

この事業が開始されたときには、ほかにない取り組みであることから、地方創生交付金の特徴的な事業として内閣府からも高い評価をいただいたと報告をされております。

2日目、午後、山口県萩市の萩まちじゅう博物館構想について。

山口県の北部に位置する萩市は、人口約4万7,000人、面積は約698平方キロメートルであり、中国山地の緑豊かな自然環境を有しております。

また、藩政時代の城下町のたたずまいなどが今なお残ることから、江戸時代の地図がそのまま使える町として全国に有名な市であると言われております。

萩市は、全国に先駆けて歴史的な町並みなどの保存に取り組まれており、昭和47年には、市独自の歴史的景観保存条例を制定し、昭和51年には、全国で初めてとなる伝統的建造物群保存地区として2地区が選定をされ、現在では、全国最多の4地区となり、名実ともに町並み保存の先進地となっております。

しかしながら、都市化の影響により古い町並みが失われている状況から、市は、この都市遺産を大切に保存し、活用しながら、魅力あるまちづくりを形成するため、萩のまちじゅうを博物館として捉え、萩市を訪れる方に対して萩のよさや歴史を伝えるためのおもてなしを推進する、萩まちじゅう博物館という新しいまちづくりの取り組みを平成16年度から開始をしております。

まちじゅう博物館の特色としては、特定地域などの限られた物件だけを対象とするのではなく、萩のまち全体を屋根のない博物館とみなすことで、まちじゅうにある石垣やツバキの花、伝統の祭りやかまぼこ工場までを「おたから」と呼び、それらの保存と活用を図っております。

萩のまちじゅうにある「地域の文化遺産（おたから）」は、海、山などの「自然のおたから」、町並み、建造物などの「文化のおたから」、地場産業、伝統工業などの「産業のおたから」の3つに構成をされ、その数は5,000カ所を超えと言われております。

その「おたから」の保存、活用を図るため、萩まちじゅう博物館の中核施設となる萩博物館を平成16年に開設し、文化遺産の情報展示などを行っており、またワンコイントラスト運動として、市民などから寄せられた100円の預託金を活用し、未指定文化財の貴重な建物などを修復する費用に充てるなど、さまざまな事業を展開をしております。

そして、萩の歴史や文化などを市民や観光客に広く知らしめるまちかど解説員を育成するために、平成17年度から萩ものしり博士検定が開始をされ、一般向けの修士課程には1,016人、上級者向けの博士課程には158人、小学生向けの子供ものしり博士には3,326人と、多くの方々が認定登録をされております。今後、まちじゅう博物館を強力に推進するサポーターとしての活躍が期待をされております。

平成30年9月には、萩市と近隣の市町から成る萩ジオパークが日本ジオパークに認定される

など、取り巻く環境が変わる中、今後の方向性として、次世代に継承する仕組みづくりや民間活力による経済活動へのシフトなどを推進をしていかなければならないとのことでした。

以上、3項目の研修をさせていただき、2泊3日の限られた時間での視察ではありましたが、大変多く参考になる事例があり、今後、室戸市における行政課題に取り組む方向性や必要性を感じた視察でありました。

以上で産業厚生委員会委員長の行政視察報告を終わります。えらい風邪を引いちゅう中で、どうも失礼をいたしました。済みませんでした。

○議長（堺 喜久美君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9日月曜日の日程は一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時21分 散会